

## 業務継続計画（BCP）について

### 1. 業務継続計画とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化 など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

（厚生労働省：介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料より抜粋）

### 2. 業務継続計画の策定について

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染症や自然災害等の発生時であっても継続的なサービスの提供ができるよう、令和3年度の介護報酬改定において、3年間の経過措置が設けられた上で業務継続計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務化されました。

※令和6年3月31日までは努力義務。

### 3. 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

厚生労働省 HP にて、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修を開催した際の資料（ガイドライン、業務継続計画（BCP）ひな形、研修動画）等が公開されています。

※研修資料のガイドラインより一部抜粋したものを資料1・2として掲載しております。ガイドラインの全文・サービス別のひな型・研修動画等を確認する場合は、下記 URL、検索方法又は QR コードより厚生労働省 HP をご確認ください。

<URL>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

<検索方法>

『厚生労働省ホームページ』→トップページの検索にて『業務継続計画』と検索→

『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』をクリック

<QR コード>



≪厚生労働省：介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修掲載内容【参考】≫

○介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

<新型コロナウイルス感染症編>

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・様式ツール集
- ・感染症ひな形（入所系）（通所系）（訪問系） ※R3年度、例示入りの掲載あり

<自然災害編>

- ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・自然災害ひな形 ※R3年度、例示入りの掲載あり（共通）（サービス固有）

○研修動画

<総論>

1：BCPとは

<新型コロナウイルス感染症編>

- 2：共通事項
- 3：入所系
- 4：通所系
- 5：訪問系

<自然災害編>

- 6：共通事項（概要編）
- 7：共通事項
- 8：通所サービス固有事項
- 9：訪問サービス固有事項
- 10：居宅介護支援サービス固有事項